

福井あたご包括支援センター（介護予防支援）運営規定

（事業の目的）

第1条 医療法人社団泉水会が開設する福井あたご包括支援センター（以下「センター」という。）が行う指定介護予防支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員、管理運営に関する事項を定め、センターの保健師、介護支援専門員、社会福祉士その他の従業者（以下「担当職員」という。）が、要支援状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 センターの担当職員は、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。

- 2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健・医療・福祉・介護サービスが、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- 3 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者に不当に偏ることのない公正中立に行う。
- 4 事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 5 事業の運営に当たっては、福井市及び、関係機関等との連携に努める。

（センターの名称等）

第3条 事業を行うセンターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 福井あたご包括支援センター
- ② 所在地 福井市明里町9番20号

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 センターに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名（常勤）
管理者は、センターの担当職員その他従業者の管理、利用の申込に係る調整及び業務の実施状況の把握その他指揮命令等を一元的に行う。
- ② 担当職員
保健師その他これに準ずる者 1人以上（常勤）、主任介護支援専門員 1人以上（常勤）、社会福祉士 常勤1人以上（常勤）
その他、介護支援専門員を置くことができる。
担当職員は、指定介護予防支援の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、祝祭日、12月29日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

（指定介護予防支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額等）

第6条 指定介護予防支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

- ① 提供方法 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（福井市条例第44号第31条から第33条）に従って実施する。
- ② サービス担当者会議について
 - 1) 開催場所は第3条に規定するセンター内、サービス事業所内又は自宅とする。
 - 2) サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を有し、介護予防サ

サービス計画の原案の内容について、関係機関の担当者等から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、照会等により意見を求めるものとする。

③ 担当職員による居宅訪問頻度等

- 1) 提供開始月
- 2) 提供開始月の翌月から起算して3月に1回
- 3) サービスの評価期間が終了する月
- 4) 利用者の状況に著しい変化があったとき

なお、利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、サービス事業所を訪問する等の方法により利用者に面接するように努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施する。

④ モニタリングの結果記録 少なくとも1月に1回

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、福井市（足羽地区、湊地区）とする。

(その他運営についての留意事項)

第8条 センターは、職員の資質向上を図るための研修の機会を設けるとともに、業務を円滑に行うための体制を整備する。

(秘密の保持)

第9条 担当職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 担当職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、担当職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

(虐待防止に関する事項)

第10条 センターは、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について担当職員に周知徹底を図る。

2) 虐待の防止のための指針の整備

3) 虐待を防止するための担当職員に対する定期的な研修の実施

4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 センターは、サービス提供中に、当該センターの担当職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを福井市に通報するものとする。

(協議事項)

第11条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は福井市、医療法人社団泉水会及びセンターの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

平成30年5月2日より、本改訂版を施行する。

平成31年3月1日より、本改訂版を施行する。

令和元年6月1日より、本改訂版を施行する。

令和元年7月1日より、本改訂版を施行する。

令和元年9月1日より、本改訂版を施行する。

令和元年10月1日より、本改訂版を施行する。

令和元年12月1日より、本改訂版を施行する。

令和2年2月1日より、本改訂版を施行する。

令和2年2月19日より、本改訂版を施行する。

令和2年7月1日より、本改訂版を施行する。

令和2年9月14日より、本改訂版を施行する。

令和3年3月1日より、本改訂版を施行する。

令和3年4月14日より、本改訂版を施行する。

令和4年1月5日より、本改訂版を施行する。

令和4年2月1日より、本改訂版を施行する。

令和4年4月1日より、本改訂版を施行する。

令和4年5月9日より、本改訂版を施行する。

令和4年6月1日より、本改訂版を施行する。

令和4年8月13日より、本改訂版を施行する。

令和4年9月1日より、本改訂版を施行する。

令和5年2月1日より、本改訂版を施行する。

令和6年1月1日より、本改訂版を施行する。

令和6年4月1日より、本改訂版を施行する。